

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2020年12月25日
【会社名】	株式会社オープンハウス
【英訳名】	Open House Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 荒井 正昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	03-6213-0776
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 若旅 孝太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	03-6213-0776
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 若旅 孝太郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2020年12月23日開催の当社24回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年12月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- ① 期末配当に関する事項  
金銭
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円  
配当総額 5,032,762,360円
- ③ 剰余金の処分に関する事項  
2020年12月24日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任をより明確にし、株主の皆様の信任機会を増やすとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条第1項に規定する取締役の任期を2年から1年に短縮し、任期の調整に関する同条第2項を削除する。

第3号議案 取締役8名選任の件

荒井正昭氏、鎌田和彦氏、今村仁司氏、福岡良介氏、若旅孝太郎氏、石村等氏、大前由子氏及び小谷真生子氏を取締役に選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

松本耕一氏、遠山雄三氏及び保坂美江子氏を監査役に選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

井戸和美氏を補欠監査役に選任する。

第6号議案 取締役の報酬額の改定の件

取締役の報酬総額を年額1,500百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円以内。ただし、使用人部分給与は含まない。）とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	1,086,916	79	—	(注) 1	可決 99.78
第2号議案 定款一部変更の件	1,086,944	49	2	(注) 2	可決 99.78
第3号議案 取締役8名選任の件				(注) 3	
荒井 正昭	1,078,321	8,096	578		可決 98.99
鎌田 和彦	1,082,946	3,471	578		可決 99.42
今村 仁司	1,082,970	3,447	578		可決 99.42
福岡 良介	1,083,283	3,134	578		可決 99.45
若旅 孝太郎	1,083,280	3,137	578		可決 99.45
石村 等	1,063,232	17,631	6,131		可決 97.61
大前 由子	1,086,494	499	2		可決 99.74
小谷 真生子	1,086,305	688	2		可決 99.72
第4号議案 監査役3名選任の件				(注) 3	
松本 耕一	1,080,898	6,095	2		可決 99.23
遠山 雄三	1,080,881	6,112	2		可決 99.23
保坂 美江子	1,086,733	260	2		可決 99.76
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 3	
井戸 和美	1,086,933	60	2		可決 99.78
第6号議案 取締役の報酬額の改定の件	1,059,268	26,777	950	(注) 1	可決 97.24

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上